

北陸先端科学技術大学院大学附属図書館と石川県公共図書館協議会との 相互協力に関する覚書

覚 書

北陸先端科学技術大学院大学附属図書館（以下「甲」という。）と石川県公共図書館協議会（以下「乙」という。）は、相互の協力関係を促進し、それぞれの図書館サービスの充実及び図書館利用者へのサービス向上を図るため、次のとおり覚書を締結する。

- 1 甲及び乙は、次の各号に掲げる事項について協力する。
 - (1) 図書館資料の相互貸借に関する事項
 - (2) 図書館資料の文献複写に関する事項
 - (3) レファレンスに関する事項
 - (4) その他図書館間協力に関する事項
- 2 前項の実施に関し必要な事項は、別に定める。
- 3 この覚書に疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議するものとする。
- 4 この覚書の期間は、調印の日から1カ年とする。ただし、双方に異議のない限り自動的に更新されるものとする。
- 5 この覚書は、平成17年7月1日から効力を生ずる。

この覚書が成立したことを確認するため本書2通を作成し、それぞれ押印の上、各1通保有するものとする。

平成17年6月21日

甲 北陸先端科学技術大学院大学附属図書館長 堀 秀信

乙 石川県公共図書館協議会長 丸田 恒彦